

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

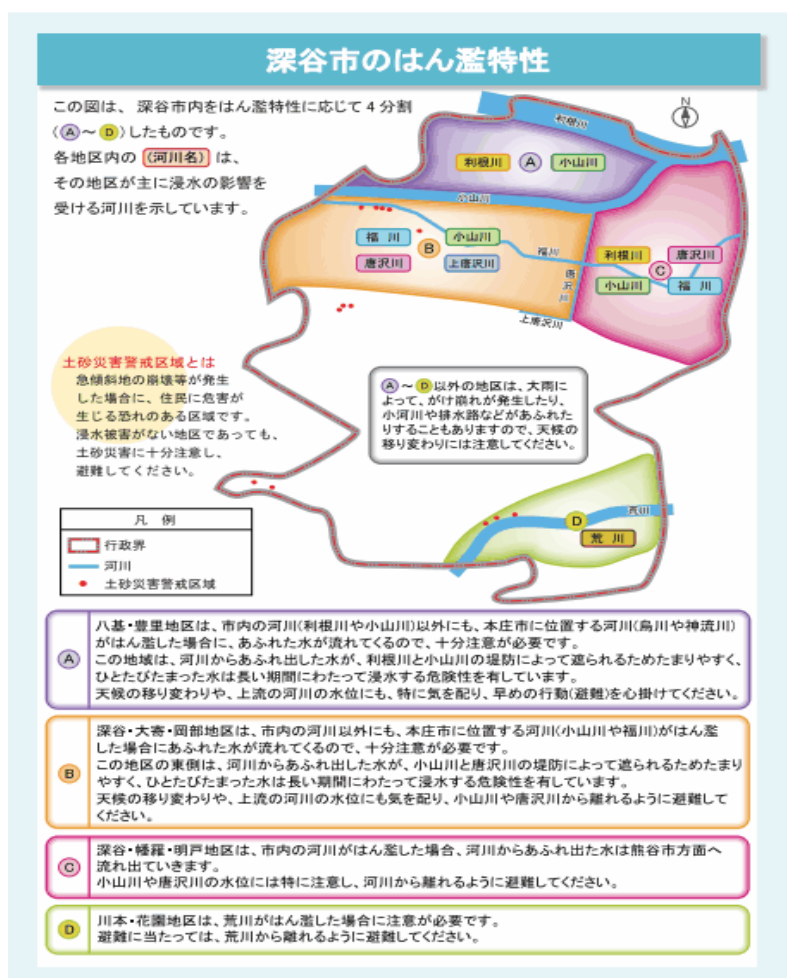
I 現状

当市を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、深谷市が策定した深谷市地域防災計画（平成20年3月作成、令和4年2月改訂）や深谷市ハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画および洪水・内水ハザードマップ)

当市域は、東西の中央部が台地部であり、北部地域の概ね高崎線以北から利根川にかけて、低地域内を複数の河川が流れていることから、洪水時には5mを超える浸水被害が想定される地域がある。（※商工会管轄である、岡部・豊里地区が該当）また、南部地域の荒川についても洪水時に関越自動車道下流地域に5mを超える浸水被害地域が想定されている。（※商工会管轄である、花園・川本地区が該当）

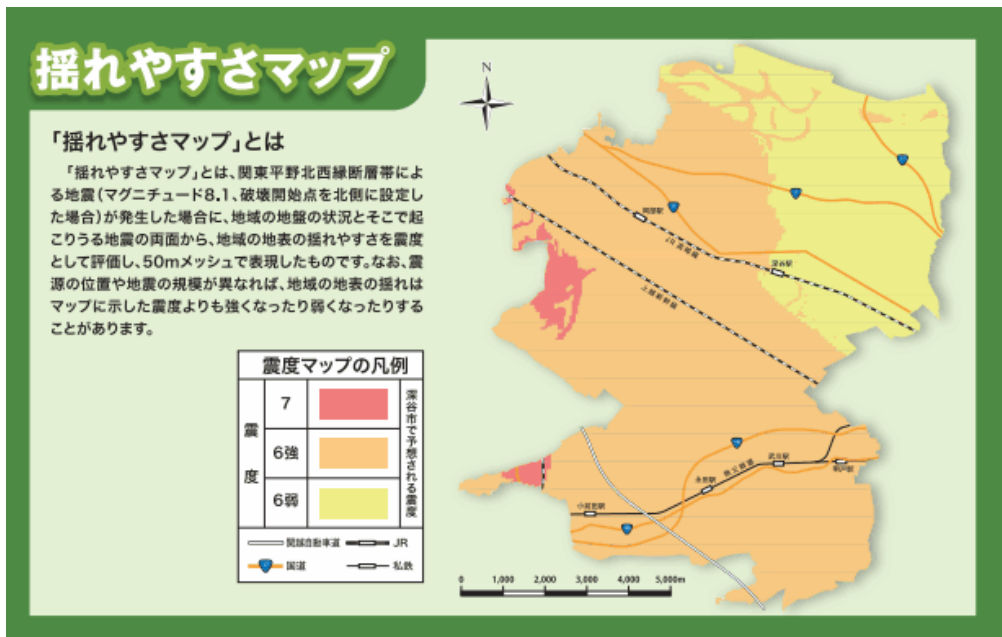


(土砂災害：地域防災計画および洪水・内水ハザードマップ)

当市域内には、9地区（14か所）の土砂災害警戒区域があり、区域内には、約40世帯が居住している。（※全て商工会管轄である。）

(地震：地域防災計画および地震ハザードマップ)

当市域内には、関東平野北西縁断層帯（深谷断層）をはじめ、櫛挽断層、江南断層、平井断層があり、直下型地震が発生する可能性も懸念されており、特に深谷断層は、地震規模としてマグニチュード7.9程度、地震発生確率は、30年以内に**ほぼ0～0.1%程度**とされている。



(その他：市内

で発生した災害、雪害、突風等)

過去数十年の間の災害としては、1931年には、深谷断層の一部が活動して発生したと考えられている西埼玉地震が、1947年にはカスリーン台風により北部地域を中心に洪水被害が発生するなど大規模な災害に見舞われた。近年では、令和元年に東日本台風の影響により、市内でも床上浸水被害があり、避難勧告を発令するにも至った。

また、平成26年には雪害に見舞われた他、令和になって突風被害も発生している。

(感染症：新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)

新型インフルエンザについては、「深谷市新型インフルエンザ職員対応マニュアル」が策定されており、状況により、対策本部を設置し対応することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症については、災害時において「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症等対策の基本方針」に基づき対応することとしている。

## (2) 商工業者の状況

・商工業者等数…3,319

### 【内訳】

業種		商工業者数	備考(事業所の立地状況)
商 工 業 者	製造業	241	市役所、深谷駅周辺を中心に市内に広く分散している。
	建設業	310	市内に広く分散している。
	卸・小売業	815	市役所、深谷駅周辺を中心に市内に広く分散している。
	サービス業	1,921	市役所、深谷駅周辺、中山道沿い、県道沿いを中心に市内に広く分散している。
	その他	32	
	合計	3,319	

上記数値については、深谷商工会議所管轄エリア数字を抽出したもの

※出典 令和3年度 経済センサス

## (3) これまでの取組

### ① 深谷市の取組

- ・深谷市地域防災計画の修正 (令和4年2月改訂)
- ・防災訓練の実施
- ・災害に備えた防災備品等の備蓄

### ② 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備蓄品(携帯トイレ、救急セット、マスク、消毒用品、飲料水、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・当所事業継続計画の策定
- ・事業継続力強化計画作成支援件数 184件 (令和8年1月31日現在)
- ・彩の国BCPサポーターへ登録し、周知・支援活動の実施

## II 課題

### ① 小規模事業者の事業継続力強化計画の認定の取得がまだ足りていない

管内事業者のうち防災・減災の取り組みを促す事業継続力強化計画を策定しているのは一定の事業者に限られている。このうち小規模事業者の意識は低く、事業者BCPの策定はほとんど進んでいないという現状にある。このことから、今後は事業継続力強化計画の策定促進のため、埼玉県や各種機関と連携した普及・啓発の取り組みを強化する必要がある。

### ② 小規模事業者の事業継続力強化計画を支援する職員が限られている

経営指導員は策定支援を実施できるが、経営支援員や他の職員は事業継続力強化計画策定に関するスキル習得が遅れており、年間を通して支援可能な件数が限定されている。また、平時・緊急時の対応を促進するノウハウをもった人員が十分にいない。

### ③ 保険・共済の必要性やリスクを助言・指導の必要性

ハザードマップを用いた自然災害等のリスクや影響について、損害保険会社等との連携によ

り、補償や備えなどの必要性を指導・助言していく必要がある。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

### III 目標

#### ① 管内小規模事業者への事業継続力強化計画策定の支援

- ・地区内の事業者には災害リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させるため、埼玉県および専門家等と連携した個別支援により、職員も事業継続力強化計画策定のノウハウを蓄積しつつ、管内小規模事業者の策定支援を行う。
- ・実施期間中の事業継続力強化計画策定事業者数 50 件を目標とする。

#### ② 被害把握と被害情報の報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、深谷市および深谷商工会議所との間における被害把握と被害情報報告ルートを構築する。

#### ③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災後の速やかな復興支援が行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を構築する。

### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

深谷商工会議所と深谷市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

深谷市が策定した「深谷市地域防災計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### ① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

##### ○巡回経営指導時の支援

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険や共済加入等）について損害保険会社や専門家等と連携し、リスクの周知や保険相談、保険提案等を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者には、常に最新の情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

##### ○広報等による啓発活動

- ・深谷市報、深谷商工会議所報、ふかや市商工会会報、ホームページ等において国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP の必要性のほか、積極的に取り組む小規模事業者の紹介などの普及・啓発を行う。
- ・小規模事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、テレワーク環境を整備するための支援策等を提供する。

#### ○小規模事業者の**事業継続力強化計画**策定支援

- ・埼玉県や専門家、関係機関等と連携し、**事業継続力強化計画**策定状況を把握するとともに、管内の小規模事業者に対し、**事業継続力強化計画**策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。策定支援に当たっては、ハザードマップで被害が想定される事業所(冠水・浸水、地震による倒壊・損壊等)を優先する。
- ・埼玉県や損害保険会社等との共催等によるワークショップにおいて、事業者 BCP の作成を推進する。
- ・経営指導員等のスキル習得のため、**事業継続力強化計画**普及セミナーやワークショップ等に積極的に参加したり、職員同士の会議等で話し合いながら、実際に**事業継続力強化計画**を作成したり見直しする機会を設けるなどしてノウハウを蓄積し、小規模事業者向けに**事業継続力強化計画**作成におけるアドバイスができる体制を整える。
- ・セミナー等の参加事業者に対する事後支援においては、国および埼玉県や深谷商工会議所の専門家派遣制度の活用などの支援策を活用し、小規模事業者の個別支援を行う。

#### ②商工会議所の**事業継続計画**の作成

- ・深谷商工会議所は、令和2年度に事業継続計画(災害時対応マニュアル)を作成している。(別添)今後においては、必要に応じ都度計画の見直しを行う。

#### ③ 関係団体等との連携

- ・損害保険会社や専門家等に派遣を依頼し、支援に際し協力を求める。
- ・各関係機関等への普及啓発冊子やリーフレットの備え付け、ポスター掲示を依頼し、セミナー等を共催で実施する。

#### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP の取り組み状況を確認する。
- ・深谷市と深谷商工会議所で、事業者 BCP の推進について検討する場を設け、本計画の取り組み状況の確認や推進方策、改善点等について協議する。

#### ⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定(震度6以上の地震、河川の氾濫)を行い、深谷市とふかや市商工会との連絡ルートの確認等を行う。
- ・深谷商工会議所と入居団体との避難訓練を行うとともに、必要に応じて深谷市の防災訓練へ参加。また上記連絡ルートからの連絡を受けた上での小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ・感染症の影響による職員減少に備えた体制を整える。

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助及び被災者の災害救助を第一として、その上で下記手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

#### ① 応急対策の実施可否の確認

(自然災害)

- ・**事業継続計画**に従い、発災後4時間以内に職員の安否を確認し(SNS、メールや電話等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認)し、その状況及び体制について深谷市、ふかや市商工会と共有する。

(感染症)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、深谷市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

**② 応急対策の方針決定  
(自然災害)**

- ・冠水・浸水、地震などの自然災害発生時は、職員自身の目視・判断で命の危険を感じる状況の場合、出勤をせず自身がまず安全確保をし、警報解除後や安全確保ができる状況の場合に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・深谷市は、家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を深谷商工会議所、ふかや市商工会と随時共有する。
- ・深谷商工会議所、ふかや市商工会は管内小規模事業者の大まかな被害状況を深谷市と共有する。(1週間以内)
- ・深谷商工会議所とふかや市商工会、深谷市との間で、おおまかな被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、必要な体制を取る。

**【被害規模の目安は以下を想定】**

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内 10%以上の事業所で「瓦や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・管内 1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内 1%以上の事業所で「瓦や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・管内 0.1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、深谷商工会議所とふかや市商工会、深谷市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

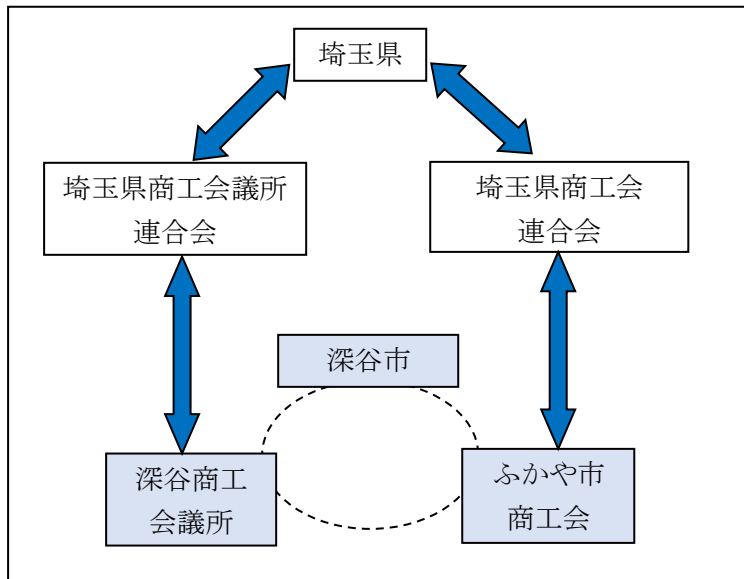
発災後～2週間以内	1日2回共有する
2週間以上～1ヶ月以内	1日1回共有する
2ヶ月～3ヶ月	1週間に2回共有する
3ヶ月以降	1週間に1回

**(感染症)**

- ・当市で取りまとめた「深谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・深谷商工会議所・ふかや市商工会・深谷市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動の基準について決める。
- ・深谷市・深谷商工会議所・ふかや市商工会は被害状況の確認方法等について、あらかじめ確認しておく。
- ・深谷市・深谷商工会議所・ふかや市商工会が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき深谷市・深谷商工会議所・ふかや市商工会が共有した情報を連合会より埼玉県の指定する方法にて埼玉県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設について、深谷市・ふかや市商工会と相談する。(深谷商工会議所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。(電話、巡回訪問、窓口相談等により聞き取りを行う。)
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や埼玉県、深谷市の施策)について、管内の小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者等に対し、深谷商工会議所は復興に対する個別支援を行う。
- ・被害規模が大きく、深谷市や深谷商工会議所職員だけでは対応が困難な場合、他の地域からの応援派遣等を、埼玉県商工会議所連合会を通じ、埼玉県や他地域の商工会議所・商工会等に相談する。
- ・深谷商工会議所・ふかや市商工会・深谷市の市報や会報、ホームページにて定期支援制度に関する情報等を発信する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

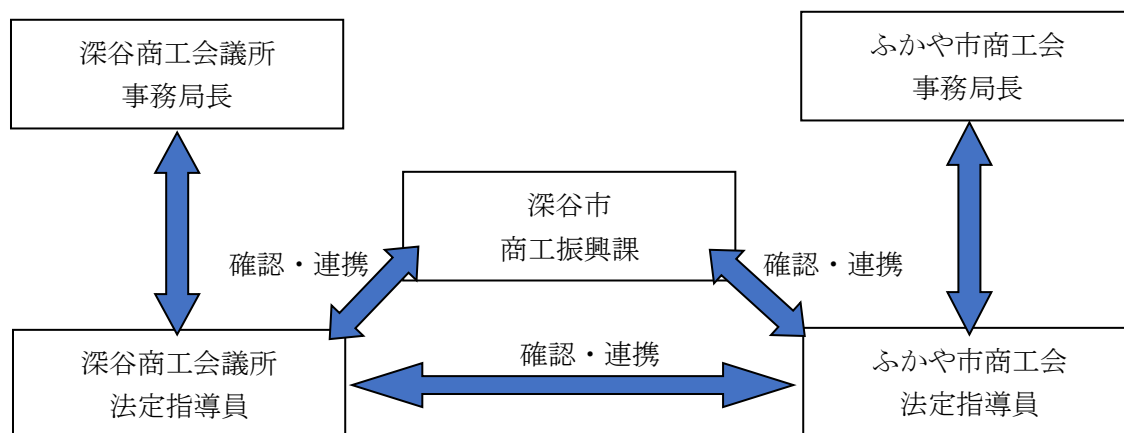
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・倉上 元徳（連絡先は後述（3）①参照）
- ・金井 昌之（連絡先は後述（3）①参照）
- ・小暮 雄一（連絡先は後述（3）①参照）
- ・加納 和陽（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の計画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

<深谷商工会議所>

〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17番3号

Tel : 048-571-2145 Fax : 048-571-8222

E-mail : soumu@fukaya-cci.or.jp

<ふかや市商工会>

〒369-1243 埼玉県深谷市永田1420

TEL : 048-584-2325 FAX : 048-584-6165

E-mail : fukaya@syokokukai.jp

②関係市町村

深谷市役所 産業振興部 商工振興課

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号

TEL : 048-577-3409 FAX : 048-578-7614

E-mail : shoukou@city.fukaya.saitama.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
必要な資金の額	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
・ 専門家派遣費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・ セミナー開催日	200	200	200	200	200
・ パンフ・チラシ 等作成費	300	300	300	300	300
・ 消耗品費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、深谷市補助金、埼玉県補助金、**国補助金**、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては、その代表者の氏名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 **代表取締役社長 新納 啓介**  
〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1  
(埼玉北支店 支店長 **山田 高裕**)  
〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波 1-204  
電話 : 048-521-1159 / FAX : 048-525-9312

東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明  
 〒100-8050 東京都千代田区大手町二丁目6番4号  
 (熊谷支社 支社長 中 淳治)  
 〒360-0041 埼玉県熊谷市宮町2-43 熊谷東京海上日動ビル4F  
 電話：048-523-4691 / FAX：050-3385-6393

連携して実施する事業の内容

- ① ハザード情報レポートの提供
- ② 自然災害に関わる保険の見直し（事業休業の備え・水災補償など）
- ③ **事業者** BCP 普及セミナー、**事業者** BCP 策定支援、訓練セミナー 等

連携して事業を実施する者の役割

- ① 地域事業所の所在地のハザード情報レポートを提供し、自然災害リスクについて周知活動を実施する。
- ② 自然災害によって休業した場合の備えや水災補償についての既加入保険の点検を実施する。簡易策定ツールを活用した**事業者** BCP 策定支援、策定ワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域事業者へ普及活動を行う。

連携体制図等

連携体制図

